

公益財団法人石川県埋蔵文化財センターホームページ運用指針

(趣旨)

第1 この指針は、公益財団法人石川県埋蔵文化財センター（以下「当財団」という。）がインターネット上に提供するホームページの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 当財団がインターネット上に公開するホームページは、当財団のイベント・展示等の各種情報を発信することで、利用促進を図るとともに、当財団の運営方針について、県民に対し説明責任を果たすことを目的とする。

2 ホームページは、当財団の情報を提供する場であり、その公開にあたっては、適切性、正確性及び迅速性に配慮するものとする。

(管理運営)

第3 情報を適時かつ適切に提供するため、ホームページに管理運用責任者及び掲載情報責任者を置く。

2 管理運用責任者は、事務局長をもって充てることとし、所長が協力する。

3 掲載情報責任者は、調査部長及びセンター駐在課長補佐をもって充てることとし、調査部各グループリーダーが協力する。

(管理義務)

第4 管理運用責任者は、ホームページの管理運用の統括に関する業務を行うものとし、本指針その他当財団の諸規程等に従い、管理につとめなければならない。

2 掲載情報責任者は、所掌する情報の管理運用に関する業務を行うものとし、本指針その他当財団の諸規程等に従い、管理につとめなければならない。

(情報の修正等)

第5 管理運用責任者は、ホームページに掲載された情報が第2に規定するホームページの目的等から逸脱している場合、又は第6のいずれかに該当すると判断した場合には、当該ホームページの情報等を修正又は削除することができる。

(掲載禁止事項)

第6 ホームページには、次の各号に掲げる情報を掲載してはならない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- (5) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの
- (6) 政治的活動や宗教的活動を目的としたもの
- (7) 広告、宣伝、勧誘、その他営利を目的としたもの
- (8) 人種、思想、信条等の差別を含むもの
- (9) 虚偽又は事実誤認の内容を含むもの
- (10) 著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害するおそれのあるもの

- (11) 掲載記事と無関係のもの
- (12) 暴力的又はわいせつな表現を含むもの
- (13) 当財団及び利用者並びに第三者に不利益を与えるもの
- (14) 有害なプログラムを使用し、又は提供するもの
- (15) その他、当財団が不適切と判断したもの

(雑則)

第7 この指針に定めるもののほか、当財団のホームページの管理運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この指針は、平成30年3月30日から施行する。